○高浜町

支援制度名称	支援種別	内 容	連絡先
高浜町木造住宅 耐震診断等促進事業	補助	【一般診断法】 一般耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 (対象となる住宅) ・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅 (個人負担) 1万円	建設整備課
高浜町木造住宅 耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震 改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (部分改修) 最大200万円(工事費の100%以内) (シェルター設置)最大200万円(工事費の50%以内)	
高浜の伝統的民家 普及促進事業	補助	高浜の伝統的民家の新築または外装・構造体の改修に要する費用に対して 補助 【補助金額】 【新築等)上限額160万円(推進地区内) (外観仕上げ工事に要する費用の1/2以内) 【改修等)上限額300万円(推進地区内) 上限額200万円(推進地区外対象) (外観または構造体の改修工事に要する費用の1/2以内)	
高浜町多世帯同居リフォーム支援事業	補助	新たに多世帯同居による住宅の改修に要する費用に対して補助 【補助金額】 上限額40万円(改修費用の50%)	
高浜町空き家リフォーム 支援事業	補助	空き家住宅の有効利用を図るため、居住する際の空き家改修費用や荷物撤去費用に対して補助 【補助金額】上限100万円(改修費用の50%)	0770-72-7702
住宅・店舗リフォーム 支援事業	補助	居住環境の向上と地域経済の活性化を図るため、住宅及び店舗の修繕、改修、模様替に対して補助 【補助金額】(住宅)上限30万円(改修費用の20%) (店舗)上限40万円(改修費用の20%)	
子育で・新婚世帯 住宅取得等支援事業	補助	高浜町内に在住又は町内に移住する子育で・新婚世帯に、住宅取得・改修にかかる費用を補助 【補助金額】 ・新築住宅の購入に関する費用…町内業者(上限100万円) ・町外業者(上限70万円) ・建売住宅の購入に関する費用(上限100万円) ・中古住宅(空き家含む)の購入に関する費用(上限100万円) ・中古住宅改修に関する費用…町内業者(上限100万円) ・町外業者(上限70万円)	
高浜町老朽危険空家等除却 支援事業	補助	老朽危険空き家等の解体撤去に要する費用に対して補助 【補助金額】(老朽危険空き家)150万円(工事費用の3/4) (準老朽危険空き家)100万円(工事費用の1/2)	
居宅介護住宅改修費給付 (介護保険)	補助	【対象者】要支援·要介護認定者 【内容】手すりの取り付けや段差解消等に要する費用の一部助成 【補助額】10分の7~9(支給限度基準額20万円)	
高浜町住まい 環境整備費支援事業	補助	【対象者】 ・要介護認定者(3~5) ・要介護認定者1・2で次のいずれかに該当(①車いす利用者 ②1・2級の身体障害者手帳保持者 ③障害により日常生活が困難な者 ④認知症により日常生活が困難な者) 【内容】 廊下・トイレ・浴室・玄関等の拡幅や階段昇降機の設置等に要する費用の一部助成 【補助額】 工事に要する費用の10分の7~9(上限額80万円)	保健福祉課 0770-72-5887
高浜町重度身体障害者 (児)住宅改造費助成事業	補助	【対象者】・視覚障害・肢体不自由2級以上の身体障害児者 【内容】手すりの取り付けや段差解消等に要する費用の一部助成 【補助額】工事に要する費用の10分の8(上限額80万円)	保健福祉課 0770-72-5887
日常生活用具 住宅改修費給付	補助	【対象者】下肢・体幹・脳原性移動機能障害3級以上の身体障害児者 ※特殊便器への取替えは上肢2級以上 【内容】手すりの取り付けや段差解消等に要する費用の一部助成 【補助額】工事に要する費用の10分の9(上限額20万円)	こども未来課 (こども分) 0770-72-6154